

○独立行政法人国立科学博物館資料同定取扱規程

平成16年5月14日
館長裁定

最終改正
令和3年10月11日
館長裁定

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）が依頼を受けて実施する資料の同定の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(同定等の範囲)

第2条 この規程において資料の同定とは、依頼者が業務等に用いることを目的として依頼した資料を、肉眼又は顕微鏡等を用いて科学的特徴を調査し、資料の名称を確定又は形状計測することをいう。

2 資料の同定の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 動物資料の同定
- 二 植物（菌類を含む）資料の同定
- 三 岩石及び鉱物資料の同定
- 四 古生物資料の同定
- 五 人骨資料の同定
- 六 隕石資料の同定
- 七 その他の資料の同定

(同定の依頼)

第3条 依頼者は、資料同定依頼書（別紙様式1）を独立行政法人国立科学博物館長（以下「館長」という。）に提出し、承諾を受けなければならない。

2 資料の同定の依頼の目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、依頼を承諾しないものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関により依頼のあった場合はこの限りでない。

- 一 当該資料の価額の判定を目的とする場合
- 二 当該資料の売買等を目的とする場合
- 三 第三者が実施した当該資料の同定についてその結果の真偽を確認することを目的とする場合
- 四 当該資料を入手した経緯が、法令等に違反し又は違反するおそれがある場合

(同定の承諾)

第4条 館長が資料の同定の依頼を承諾した場合は、依頼者に資料同定承諾書（別紙様式2）を交付するものとし、必要に応じて承諾の条件を付すものとする。

(同定料金)

第5条 資料の同定の依頼を承諾した場合は、別表に掲げる料金等を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、資料の同定の依頼の目的が次の各号いずれかに該当する場

合には、料金等を減額又は免除することができる。ただし、減額は原則として料金の2分の1までとし、その資料の同定が科学博物館の事業に寄与するものであること等を考慮して、館長が減額の可否及びその額を決定するものとする。

一 国又は地方公共団体並びにそれらが設置する博物館等教育研究機関が行う展示、教育又は学術に係る事業の用途に供することを目的とする場合

二 私立の博物館等教育研究施設が行う展示、教育又は学術に係る事業の用途に供することを目的とする場合

三 その他、教育又は学術に係る営利を目的としない法人及び団体が行う展示、教育又は学術に係る事業の用途に供することを目的とする場合

四 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合

五 専ら報道を目的とする用途に供することを目的とする場合

六 科学博物館が共催、後援又は監修する事業の用途に供することを目的とする場合

七 その他、減額又は免除すべき特別の事情がある場合

3 資料の同定のため科学博物館の職員が出張する必要が生じた場合は、独立行政法人国立科学博物館旅費規程で定める額を依頼者に別に請求するものとする。

(同定等の結果の通知)

第6条 資料の同定が完了したときは、館長は資料同定結果通知書（別記様式3）により、依頼者に速やかに結果を通知するものとする。

附 則

この規程は、平成16年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月11日から施行する。

別 表

1 資料の同定の料金（消費税額及び地方消費税額を含む。）

事 項	料 金 (円)
動物資料の同定	
肉眼同定（写真・VTRを含む）	1 資料 5,500
顕微鏡同定	1 資料 11,000
電子顕微鏡同定	1 資料 33,000
植物資料の同定	
肉眼同定（写真・VTRを含む）	1 資料 5,500
肉眼同定（解剖を伴うもの）	1 資料 11,000
顕微鏡同定	1 資料 11,000
電子顕微鏡同定	1 資料 33,000
岩石及び鉱物資料の同定	
肉眼同定	1 資料 5,500
岩石薄片の偏光顕微鏡同定	1 資料 11,000
古生物資料の同定	
肉眼同定	1 資料 5,500
顕微鏡同定	1 資料 11,000
人骨等資料の同定	
肉眼同定	1 資料 53,000
肉眼同定（人獣鑑定）	1 資料 15,000
DNA鑑定	
APLP 法	1 資料 77,000
次世代シーケンサ	1 資料 185,000
隕石資料の同定	
肉眼同定	1 資料 5,500
上記以外の資料の同定 上記の方法によりがたい場合の同定	別途個別に定める

※料金を別途定める場合は、館長がこれを行う。

2 報告用詳細写真

1 資料につき3,300円を請求する。

3 資料の返却費用

別途請求する。

(別紙様式1)

年 月 日

独立行政法人国立科学博物館長 殿

依頼者住所
(所属機関名)
氏 名

資 料 同 定 依 頼 書

資料の同定を下記により依頼しますのでご承認願います。

記

目 的	
資料の状況 (詳細は別紙)	
希望する同定 の内容	
同定完了希望日	年 月 日
備 考	

※ 資料の状態と同定の方法によっては、現状に復元できない場合がありますので、予め担当者とは相談いただく場合があります。

(別紙様式2)

年 月 日

殿

独立行政法人国立科学博物館長

資 料 同 定 承 諾 書

年 月 日付けで依頼のあった資料の同定については、下記により承諾します。

記

1. 同定の内容

2. 同定担当者名

3. 同定の完了予定日 年 月 日

4. 同定料金 円

5. 同定料金の納入 (1) 当館の発行する請求書により納入してください。
(2) 納入後の同定等料金は返還いたしません。

6. そ の 他

(別紙様式3)

年 月 日

殿

独立行政法人国立科学博物館長

資料同定結果通知書

年 月 日付けで依頼のあった資料の同定につきましては、
完了いたしましたので別紙のとおり報告します。